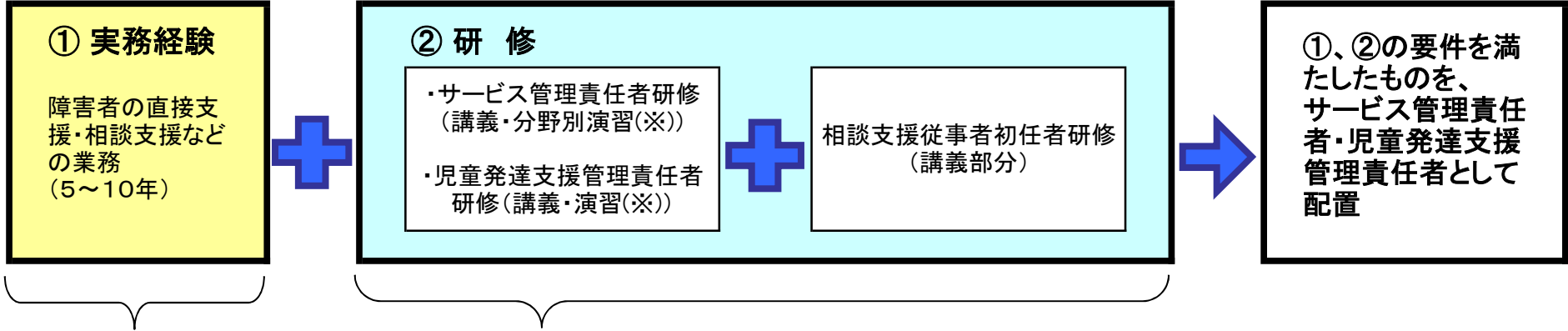


# 「サービス管理責任者」・「児童発達支援管理責任者」の要件



サービス管理責任者については、実務経験年数が緩和されます。(3～5年)

※埼玉県の資格要件弾力化特区認定により

(※)分野別演習について

障害福祉サービス	研修
療養介護・生活介護	介護
自立訓練(機能訓練)	地域生活(身体)
自立訓練(生活訓練)・共同生活介護・共同生活援助	地域生活(知的・精神)
就労移行支援・就労継続支援	就労
障害児通所支援	児童

<経過措置について>

**児童発達支援管理責任者**

↓

平成27年3月31日までの間

**サービス管理責任者**

↓

事業開始から1年間

■①の実務経験の要件を満たしていれば、経過措置期間中に②の研修を修了することを条件として、研修を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者等として配置できます。

～多機能型事業所(障害福祉サービス)の場合～

■複数事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する事業に係るすべての分野別演習を修了する必要があります。

■①の実務経験の要件のみで暫定的にサービス管理責任者を配置する場合は、事業開始から1年以内に、少なくとも1つの事業に係る研修を修了する必要があります。また、事業開始から3年以内に、すべての事業に係る研修を修了する必要があります。